

備えない防災のスズメ フェーズフリーを取り入れよう

フェーズフリーとは、「身の回り」にあるモノやサービスを、日常的はもちろん、非常時に役立つことができる」という考え方です。日常(フェーズ)と、非常時(フェーズ)を分けて自由(フリー)にする。日常の「いつも」と非日常の「もしも」、どちらの場面でも便利に使えるモノやサービスを積極的に導入することで、普段の生活が同時に災害への備えとなります。

身近にあるものに、フェーズフリーの理念に沿ったものや考え方はたくさんあります。キャンプなどに活用するアウトドア用品や自転車用のヘル



安全対策課消防防災班
☎(70) 0303

地震による通電火災対策について

東日本大震災で発生した火災のうち、過半数が電気関係による出火でした。地震の揺れに伴う電気機器からの出火や、停電が復旧したことにより発生する火災です。この「通電火災」を未然に防ぐために感震ブレーカーや漏電遮断器を設置しましょう。

◆感震ブレーカー

地震発生時に設定値以上の揺れを感知したときに、ブレーカーやコンセントなどの電気を自動的に止める器具です。感震ブレーカーの設

置は、不在時やブレーカーを切って避難する余裕が無い場合に電気火災を防止する有効な手段です。

◆漏電遮断器

万が一漏電した際に、電気を遮断し感電・火災事故を未然に防いでくれます。ただし、漏電遮断器には対応年数があります。定期的な動作確認や対応年数を確認し、漏電・感電事故による火災防止に役立てましょう。

安全対策課消防防災班

☎(70) 0303

火の取り扱いには十分注意を 秋季全国火災予防運動

11月9日(日)から15日(土)は、秋季全国火災予防運動です。

「急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし」をスローガンに、全国で運動が展開されます。この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災の発生を防ぎ、高齢者などを中心とする犠牲者の発生を減らすとともに、財産の損失を防ぐことを目的としています。運動期間中は車両による啓発放送を行います。

この機会に再度、身の回りを確認し、火の取り扱いや始末を徹底しましょう。

◆地震火災や通電火災を防ぐ16のポイント

▶事前の対策

- ①住まいの耐震性を確保する。
- ②家具等の転倒防止対策(固定)を行う。
- ③感震ブレーカーを設置する。
- ④ストーブなどの暖房機器の周辺は整理整頓し、可燃物を近くに置かない。
- ⑤住宅用消火器等を設置し、使用方法について確認する。
- ⑥住宅用火災報知器(連動型住宅用火災報知器などの付加的な機能を併せ持つ機器)を設置し、適切な維持管理を行う。
- ⑦「地震直後の行動」について平時から玄関などに表示し、避難時に確認できるようにする。

▶地震直後の行動

- ⑧停電中は電化製品のスイッチを切るとともに、電源プラグをコンセントから抜く。
- ⑨石油ストーブやファンヒーターからの油漏れの有無を確認する。
- ⑩避難するときはブレーカーを落とす。
- ▶地震からしばらくして(電気やガスの復旧、避難から戻ったら)
- ⑪ガス機器、電化製品および石油器具の使用を再開するときは、機器に破損が無

いこと、近くに燃えやすいものが無いことを確認する。

⑫再通電後は、しばらく電化製品に異常(煙、臭い)がないか注意を払う。

⑬浸水などにより一度水に濡れた電化製品は使用しない。

▶その他日ごろからの対策

- ⑭自分の地域での地震火災による影響を把握する。
- ⑮消防団や自主防災組織などへ参加する。
- ⑯地域の防災訓練へ参加するなどし、発災時の対応要領の習熟を図る。

◆住宅防火 いのちを守る 10のポイント

▶4つの習慣

- ・寝たばこは絶対しない。
- ・ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。
- ・コンロを使うときは火のそばを離れない。
- ・コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。

▶6つの対策

- ・ストーブやコンロなどは安全装置の付いた機器を使用する。
- ・住宅用火災警報器を設置し、定期的な点検の実施、10年を目安に交換する。
- ・火災の拡大を防ぐため、寝具、衣類およびカーテンは、防災品を使用する。
- ・火災を小さいうちに消すために、消火器など設置、使い方を確認する。
- ・お年寄りや身体の不自由な方を守るために、避難経路と避難方法を常に確保し、備える。
- ・防災訓練への参加、戸別訪問により、地域ぐるみの防火対策を行う。

安全対策課消防防災班

☎(70) 0303

ヘルメットで安全に乗ろう ～自転車乗車用ヘルメット購入費補助金～

▶対象ヘルメット＝次の要件をすべて満たすもの

- ・令和7年4月1日以降に購入した新品のもの
- ・別表の安全基準の認証を受けている自転車乗車用のもの
- ・他の自治体から補助金などの給付を受けていないもの

▶補助対象

- ・購入日から申請する日までの期間、本市に住民登録があること
- ・市税を滞納していないこと

▶補助上限額

2千円(購入費用の2分の1)

※送料、装飾品代等を除く。

※1人につき1個、1回限り。

▶申込方法＝必要書類を安全対策課、白里出張所へ提出

▶必要書類

- ・交付申請書兼請求書
- ・領収書、レシート
- ・安全認証の確認ができるもの
- ・補助金の振込口座番号が分かるもの

▶申込締切＝令和8年2月27日(金)

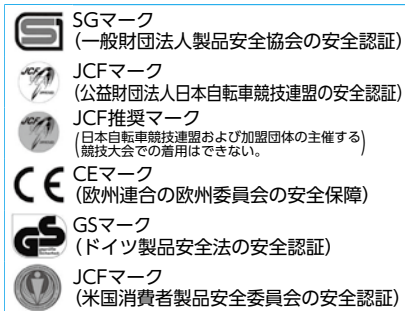
※令和8年3月中に購入したものは対象外。

※予算額に達し次第、締め切り。

安全対策課生活安全班

☎(70) 0387

●安全基準マーク



※ CE マーク(自転車用の規格「EN1078」に限る)
※ CPSC マーク(自転車用の規格「CPSC1203」に限る)

補助金の詳細▶
(市ホームページ)



自転車を利用する皆さんへ 毎月15日は「自転車安全の日」

自転車の交通違反による死亡事故が発生しています。自転車もルールとマナーを守って、安全に利用してください。

また、自転車の運転時には、安全対策課生活安全班
☎(70) 0387

悲惨な交通事故を無くすため、交通ルールとマナーを守って「交通安全県民」を目指しましょう。

安全対策課生活安全班

☎(70) 0387

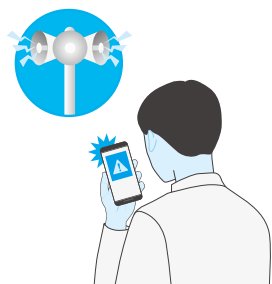
全国瞬時警報システム(Jアラート)の伝達訓練を実施します

地震・津波や武力攻撃などの発生時に備え、緊急情報を国から人工衛星などを通じて瞬時に伝える、全国瞬時警報システム(Jアラート)を用いた訓練を実施します。

防災行政無線および戸別受信機から、最大音量で一斉に放送されますので、災害と間違えないようご注意ください。

安全対策課消防防災班
☎(70) 0303

- ▼訓練日時 11月12日(水)11時
- ▼放送内容
・上りチャイム音



第三者行為による届出について

交通事故や暴力行為など、第三者(加害者)の行為により治療を受ける際の費用は、加害者が負担するのが原則ですが、必要な届出をすれば健康保険で治療を受けることができる場合があります。

必ず市に連絡の上、「第三者の行為による傷病届」などを提出してください。

市民課国保班

安全対策課生活安全班

☎(70) 0387



毎年11月25日から12月1日は「犯罪被害者週間」です

犯罪被害者などは、犯罪などによる直接的な被害だけでなく、周囲の無理解や心ない言動などにより、精神的な苦痛を受けたり、二次的な被害にも苦しめられます。このような犯罪被害者等の置かれた状況などについて理解を深めることを目的として、毎年11月25日から12月1日まで「犯罪被害者週間」として定めています。期間中は全国各地で集中的な広報啓発活動やイベントを実施しています。

詳細は、警察庁ホームページをご覧ください。

安全対策課生活安全班

☎(70) 0387



警視庁ホームページ▶